

原発ないらん！

9月6日.

山口ネットワーク



全域ブロック会員

#369号

2018年9月9日の報告

次の集り

2018年10月14日(日)14時

場所 周南市 市役所 仮庁舎 3F
(中会議室)

(もと、労働福祉社会会館)

北廊

Tel. 0834-22-8720

駐車場は地下にもあります。が、狭いので、斜め向いの市役所の駐車場などをご利用下さい。

■恒例の「上岡原発を建てさせない山口県民大集会」の2019年のスケジュールが決りました。

日 時 2019年3月23日(土)10時

場所 山口市維新公園

ビッグシェル

メインゲスト

- ・アーサー・ビナー・ドナルド
- ・おじどりマコ・ケンヤン
- ・福島からの報告
- その他マル堂や音楽も！

2019.上岡原発を建てさせない
山口県民大集会

★ 11月17日(土)に、最初の全県ネットオフ実行委員会を小郡で「ふれあいセンター」で行います。この時仮チラシと、貧困人募集中紙を配布できるよう事務局メンバーが努力をかけています。多くの方がご参加下さい。

事務局長はニーカヤック隊隊長の

原 康一さんです。

イベント情報は⑦にあります。

福島原発事故の現状報告会

ユコケン



お笑い
夫婦コンビ
おじどう
東電の記者会見で
鋭く追求！

第2回平和・協同
ジャーナリスト基金
奨励賞受賞

2018.10.7 SUN
14:00~16:00[開場13:30]

会場:アクティブやない

入場料:1,000円 *高校生以下無料

主催/上岡原発のない未来を!柳井地域の会

問合せ・申込み/080-6340-7253

代表者 小中 進
〒742-1513 山口県熊毛郡
田布施町大字麻郷2208
Tel. FAX 0820-55-6291
振込口座(年会費2000円)
(郵)01590-5-27469
口座名「原発いらん」山口支部
作製・印刷
周防灘の自然を守る会
三津 翠

ア 放射線のホント「と」復興庁が発行したパンフレットの撮影を求める署名を同封していま

す。くわしくは前号を見下さい。

このパンフレットの内容は、ネットで「放射線のホント」放射線の健康に対する問題は、今まで現状もこれから全く同じといつてもいいとありますと申し上げておかないと困ります。

安倍首相は、オリンピック招致が決った時の記者会見で、「福島原発事故による放射線の健康に対する問題は、今まで現状もこれから全く同じといつてもいいとありますと申し上げておかないと困ります」と語りました。

今進んでいることは、この安倍首相の言明の嘘をつくかたのるのために行政が総力をあげてこなっているとこへ導きながら今まで行つたと全く同じ事が進んでる。

「木林友一」が安倍首相大妻の奥子はながつたことに対するために、文書のカイザン、嘘の証言、裁判官の詫び(?)まで行つたと全く同じ事が進んでる。

安倍首相が白と赤と黒と青と赤に色を塗り替わられるようならそんな風にいって。

こんな嘘つきにつかあわされるのはよくひからいんだ。ねたらば。

(子ミシモ同詩)

東京都小金井市議会は
9月25日の本会議で沖縄の
米軍普天間飛行場の県外
国外移転を国民全体で
議論し、公正で民主的な手続きを経て決定するよう求める陳情を賛成多数で採択した。(琉球新報)

9月25日、広島高裁の三木昌之裁判長は、四国電

かが申し立てた異議書が、昨年12月13日。野々上
友之裁判長が出した仮処分を取り消す決
定を出した。

三木屋之裁判長にてこれは市民が裁判官に辯護を申し立てたが、最高裁がこれを却けめず、今後の決定となつた。弁護団の窓口の寺田明文が、回国能力は10月27日にも伊方3号機を再稼働させる予定といふ。

南海トラフ地震が明日にも起きるかも知れ
ないという状況の中で、なぜ伊豆原発を再
稼働させるのか。しかも暴走しやすいフルワー
マル炉を。

9月29日。大分地裁の佐々木重宣裁判長は、伊方原発再稼働を差し止める認の訴訟下。

中国5県連絡会議の年に一度の総会が八年
は山口県で開かれます。島根原発のことなど、
中国電力管内の市民運動の話が聞けますので、
ご参加下さい。交流会もあります。

日 時	内 容
17日 (土)	14:30 受付開始
	15:00 開会あいさつ
	15:10 特別報告① 中国地方の原発情勢 連絡会議事務局長 木原省治さん
	15:40 特別報告② 上関原発をめぐる状況 上関原発を建てさせない祝島島民の会 共同代表 清水敏保さん
	16:10 特別報告③ 島根原発をめぐる状況 島根原発増設反対運動 芦原康江さん
	16:40 質疑応答
	17:00～ 各地からの報告
	17:45～ 連絡会議総会行事（今年から来年にかけての活動の課題）
	19:00～ 夕食交流会
18日 (日)	8:30～ かんぽの宿出発 上関町四代へ移動
	10:00～ ◆四代到着 フィールドワーク・船で現地視察
	12:00～ 四代港へ戻り 解散

○ 柴田の母 11月29日生れ 11月29日死

計報

68
山本由紀子さん が9月22日、亡くなりました。
プリンコープ、「ふたみん」でも活躍しながら、ネット
ワークでも大活躍でした。
1994年11月7日、中電が環境影響調査を
はじめた朝、祝島の漁船が田の浦に一直線に並
んで抗議する中、由紀子さんは一へじハシスト
を宣言して鼎市前に座り込み、船釣りを感じ
させました。特に食べることが大好きで由紀子さ
んがハシストを決意されたことは衝撃で、日本が
ご由紀子さんのサポートに駆けつけました。
——「ハシス・アジアフォーラム」韓国に行つた時
は、ハンドベルが音々と音がけられました。「壇の立
ておこし」の絵手紙を発表されたときに、由紀子さ
んがハンドベルを鳴らすのが印象的でした。
——「福をもつてケリだ」と、ハンドベルを鳴らす
と、一回引いてまた鳴らす。

9月24日に開かれた「いのち・未来うべ」代表会議
公門さん)のオワ回定期総会ご事務局長になられ
た横見出さんからメッセージが届きました。

周南市の40代の男性が、上岡町営用地埋立免許延長許可をめぐる山口県と国交省とのやりとりの記録を国交省に情報公開請求した件について、中国新聞の記事です。

その他の原発をめぐる動き、

●東海オ2原発審査正式合格。30km圏内に96
万人が暮しているというのに... (9/26)
稼働には、茨城県、東海村の外に周辺5市の同意
が必要。

● 原子力委員長、もんじゅ後繼機（アストリーム）研究に異論表明。（9-2）

「原発・核燃・アルミニウム利用を止めてやる」の署名を同封しています。よろしく。

■例会の報土口(9月9日)

・福島加地域。田布施、光、下松、国南、山口、西山部

・小中代表より。

お忙しいところお忙しいありがとうございます。

今朝からまだ雨が強くて、かつと雨通した山陽線の下松方向がに配ります。

この向、前代未聞の災害者が相次ぎ、この上原発で何が起つたら大変なことになります。

①現地の状況

○なかなかせーくて行つてみることができないのですが、藩井・日代向の原発道路はと月末ご完成しているはずだったのですが9月27日に行つみましたら、このような状況でした。

○中電は相変わらず月一回祝鳥に行き、遅い帰りれこれりふ。

○祝鳥では「民宿のへにひろくさん、が池田さんせようれてあ店をはじめられた。

○来年の「上原発を建てさせない、福島を守れな」県民大集会は、3月23日上新公園、ビルジールなど、9月3日のや一回事務局会議が決った。

デスクの一人、アーチャーピナードさんは許人び

「中原中也實に受賞者。著書は数。現在広島市在住。おとうなへど、日本人より日本語がうまい。

スッップ裁判の時には福島からバスで駆けつけた下さつじだ。

・「放射線のホント」という復興序が出したパンフは、放射線につけて大嘘の情報をおしつけるもの。

「放射線が遺伝的影響はあつません」と吉川、原発のあと、小頭症の子供がたくさん生れた。イランでは劣化ウレーブの放射線によつて、臓が身体の外にあるような子供が生れたりした。

オリムピック招致が決った時の記者会見で

安倍晋首相が、「原発事故の健康に対する問題は、今まで、現在も、これから全くない」と

「ことはほんとうと申しますがおもだにと困ります」といる。

政府はあぐらを「このまま面倒に運のまゝ」と

言明。

「放射線の害は「風評被害」といひかえ、復興方は「放射線のホント」という大嘘のパンフを税金を使え作つてバラまき、農水省は「食べてお援ヤマーン」をする。

日本の官僚はいつもこんなに骨抜きになつたのか。世界の笑い物だ。



・原子力損害賠償についての「PBCMX」明日(9月10日)まで。

電力会社が事故に起因して積み立てる補償金はこれまで1200億円。

ところが福島の事故で実際にはこうしている費用は今現在8兆円超。まだまだ22兆円とも、70兆円とも言われるが、これらは四下国民の税金が使われている。

従つて、120億円をもつと増額しなくれば、という命合が持たれていたのに、結局もとの1200億円に落着ついた。これでどうしようといつぱりダメの募集中です。

電力会社は「原価統括方式」で、原発が稼働したいだけ稼り、事故が起きたら、口元の皆さんお願いします。これは口元はだまつたものではない。

「PBCMX」、「PBCMX」と二つある。どちらと受け止められることが多いのか、アリバイづくろいではないのか……。



・「上原発用地壟立禁止住民訴訟」で、村岡知事が「ふくと埋立免許の判断を先のほじした」と一部は明らかに違法との判決を山口地裁の福井美栄裁判長が出した。

その判決を不服として村岡知事は23に福島町に控訴。県は50日以内に控訴理由書を提出しなければならぬ。

書が送られたことはわかつたが、まだ年譜士さん

9月21日、「山口県から福島高裁に「控訴理由

の方に届いていない。(9月26日現在)

・鳥根原発3号の申請書類の不備。

ナオガの規制委もあきれる中電のズサヤ。

こんな電力会社がただひたえ危険な原発を動かしていいのかといふ声は以前からある。

かしていつかといふ声は以前からある。

2018年9月の会計報告—原発いらん!山口ネットワーク

2018年7月の残高 288100

収入 会費とカンパ 5000

支出	7月の報告作製・送料	25,916
	8月	40,657
	8月例会会場費	760
	9月	1800
	10月	920
		70053

差引残高 223,047

○会費とカンパの振込みありがとうございました。
○年会費は2000円です。(会計・三浦)

会計報告



岩国支部の決定が注目されます。

●「上関原発用地埋立禁止住民訴訟」の控訴審について。

控訴理由書はまだ公開されていませんが、原告会では、佐々木さん、大曾根さんなどが真向に向

む。控訴の理由は? 2. 「主計外」の敗訴」というコメントの意味は?

答弁・森中健太福祉部長

「敗訴は延長許可を違法とはしない。しかし、審査手続の一部に瑕疵があるとした。まだ点でではないとは、財務会計上の行為などが争点であり、補足説明について違法判定部分は反論もしていない。控訴理由は、1.の点につけて反論し、改めて司法の判断を求めるたの。」

(以上、小畠大作さんの傍聴記より)

・9月6日、北海道の地震について、読売新聞は「原発を動かしておれば、ブラックアウトは避けられた」と早速に書きました。福島東京原発電所がもし原発だったらどうなるか想

しい事になつたか、想像するのも面白い。しかも、今回の地震も活動層のないところで起きている。地震はどうでも起り得る。こんな風でのんびり原発を再稼働させるであろうか。

裁判のこと

伊方原発再稼働差止の(本訴)
2018年10月26日(金)14時~(岩国支部)

地埋立免許差止め(山口地裁)

2018年11月14日(水)14時~

中間判決が出ます。

伊方原発再稼働差止の(本訴)
2018年11月14日(水)14時30分~

中間判決が出ます。

上関原発用地埋立禁止住民訴訟

控訴審(山口高裁)

日程は未定。

伊方原発再稼働差止の(岩国支部)

「決定。」

日時は未定。来年3月よりには

決定結果を出す。

(4)

回答審査会から田代で不用審査請求をした周南市の男に通知した。審査会は国交省に文書の有無を確認したが、同省は県とのやりとりは法令解釈の問い合わせという軽微なもので公文書管理法上記録作成の必要性はないと回答。あらためて同省に文書を探させたが確認できなかつたとした。

一方で同省が2001年16年、10回にわたり県と協議している」とから「記録などが全く存在しないとする國交省の説明にはな

県には復命書として記録が残されているか;これで、は
県の文書が全くの嘘で捏造であっても仕方がないので
県知事が建立許可を出す重要な根拠ともなった國の
回答で、あつたはう...

原子力規制委員会が「海に流せ
流せ」と言つていい汚染水の実態か
これだ！

8割が基準値超過

福島第1の浄化汚染水

東京電力は28日、福島第一原発の汚染水を浄化した後にタンクで保管している水のうち、約8割に当たる75万トンで、トリチウム以外の放射性物質の濃度が排水の法令基準値を超過して、処分をする場合には、多種除去設備(ALPS)などで再浄化する方針を表明するとの調査結果を明らかにした。今後、海洋放出な

た。10月1日に開かれる政府の小委員会で報告する。東電は第1原発で発生した汚染水をALPSで処理するがトリチウムは除去できず、タンクにため続けている。トリチウム水の処分を巡っては、海洋放出が有力な選択肢とされ、8月末に国民の意見を直接聞く公聴会が開かれたが、直前にトリチウム以外の放射性物質が残留していることが発覚した。

東電は「環境に放出する際には基準値を下回る処理が必要と判断した」としている。東電によると、過去のALPS処理後の水の測定結果からタンクで保管している水の放射性物質濃度を推定。今年8月時点では8万7千ト、あつた処理後の水のうち、トリチウム以外の残留濃度が排水の基準値を下回っているものは13万7千トにとどまり、75万トンは基準値を超過していると判断した。

このうち16万1千トは基準値の超過割合が10～100倍、6万5千トは100倍以上で最も高いものは約2万倍に上るという。

18.9.11. 中
上関原発の協議記録
記録非開示「妥当」

總務省審

疑問が残る」と指摘した。男性は「10回も協議をしながら入院も取つてない」という回答の欄に矢印は絶対でねえこ」としている。

「いのち・未来うへ」の新事務局長になられた横見 出さんより

9月24日に開かれた、いのち・未来うべの第7回定期総会で事務局長に選任されました横見 出（よこみ いずる）です。どうかよろしくお願い致します。

いのち・未来うべでは、市民学習会で年に数回報告をし、みなさんとご一緒に機会がありました。昨年は、宇部出身の野原千代さんを偲ぶ会を、会の代表の安藤公門さん、副代表の尼崎安秀さんらと一緒に開催しました。

2012年3月、小出裕章さんの講演会以来、金曜ウォークや学習会で地道な活動を続けてこられたみなさんとともに同じ目標で肩を並べることを本当にうれしく思っています。

私は、3・11東京電力福島第一原発の事故のあと、山口県下関市に避難してきました。そして、当会の会員である浅野隆造さん、浅野容子さんたちとともに、「山口県避難移住の会」を足場に活動を続けてきました。また「避難の権利」を求める全国避難者者の会の役員としても浅野さんご夫婦とともに活動中です。

こうした活動は、避難／移住を余儀なくされた福島県を始めとする東日本一帯の汚染地域において、放射能被爆の強要と汚染の社会的抹殺(無視)が事故当初から続けられ、生命身体財産の保証放棄と知る権利を含む人権蹂躪に対し、はっきりと声を出して異議を唱え、反対し、家族や人々の権利を取り戻すべきだと強く思うからです。

今、類例のない政治犯罪が、福島原発事故以降 傍若無人に繰り広げられています。

たとえば、一般の人々の被爆限度の基準。多くの知られている毒物や危険物について、その取扱には基準があります。それは可能な限り数値化されて、法律もしくは省令・政令のどこかに明示されています。ところがなぜか、いえ、おそらく恣意的に、法律とそれに付随する省令・政令等に数値が書き込まれていません。国際的な基準(原子力利用目的なので原子力利用者に有利)のICRP勧告ですら一般公衆被爆限度を1年に1mSv(ミリシーベルト)と明示しているのです。

度を1年間に10mSv以下に保つことを目指す方針です。政府と経済産業省はこの曖昧な状況を原子力のために使いました。そうして20mSvまで許容させ学校を再開し、あろうとか50mSvを超える帰還困難区域も解除して人々を戻そうとしています。原子力ムラですから、無視できない積算100mSvを超えるまでの時間はそれぞれ5年と2年です。こんな理不尽がまかり通る政治と行政を許してよいはずはありません。

この現状を変える道は、どこにあるでしょうか。

まずは、原発事故を危惧する脱原発のグループが、福島をめぐって行われている国家犯罪を直視し、法を守らせ、より良い法と制度を提案・実行させてゆくことだと思います。

同時に切迫した問題に可能なところから着手することも必要です。なによりも自分たちの手の届く範囲の山口県での避難・保護・移住の活動を諦めることです。

本来は、行政が行う仕事です。しかし、現状では、民間のグループが地道に続けてきている活動を持続可能なものとしてづけ、そこから市民的、県民的、そして国民的な規模の運動、行政の取組みを作り出してゆかなければなりません。

今回の総会で、いのち・未来うべが、課題のひとつとして、放射能汚染からの防御として、避難者との連携・保養活動への取組みの開始を決めました。

来年5月には「避難の権利」を求める全国避難者の会の総会も山口県で行います。

公私に渡ってギリギリのところで、さらに事務局長として役立つていいけるのか、大変憂慮しておりますが、まずは避難・保養活動の新たな取り組みに注力していきたいと思います。

よりは選択・休養活動の新たな取り組みへの注力をしていくことを思っています。福島第一原発の惨事から10年まであと2年半。そのときまでにこの異常なまでの国家犯罪が見逃されず正しく断罪され、相忾の措置がとられますように微力ではありますが、力を尽くしたいと思います。

企画のみなさんのご協力を心からよろしくお願い致します。

弁護団声明

(広島高裁異議審決定を受けて)

2018年(平成30年)9月25日

伊方原発運転差止め裁判弁護団

- 1 広島高裁第2部の三木昌之裁判長、富田美奈裁判官、長丈博裁判官は、本日、伊方原発3号機の運転差止を認めた即時抗告審決定に対する保全異議申立事件において、同原発の運転を認める不当決定を出した。

2 同決定は、火山ガイドは相当程度の正確さで噴火の時期、規模の予測が可能であることを前提にする点で不合理であると認定しているにもかかわらず、破局的噴火に対する法律やインフラの整備等がなされていないことなどから、破局的噴火の可能性が抽象的可能性にとどまる限りその噴火を容認する「社会通念」が存し、これを覆すには原発の運用期間中に噴火が発生する可能性を相応の根拠をもって示さない限り立地不適とはならないと判示した。同決定は、住民に対して、予測不可能な破局的噴火について、その噴火可能性を相応の根拠を持って示さなければならぬという無理難題を強いるものである。また、原発に対する規制は、一般防災に関する規制と比べて格段に高度な安全性が求められるのであり、原発に対する規制以外に破局的噴火への法やインフラ整備がなされていないことは、破局的噴火を容認するという「社会通念」の根拠にはならない。同決定は、原発に求められる安全性について全く理解していない。

3 上記裁判官らは、運転差止期限（本年9月30日）到来のわずか5日前に本件不当決定を出した。わずか5日間では、再稼動のための核燃料の搬入などの作業が完了するはずもなく、10月1日に再稼動することはできない。そもそも10月1日からの再稼動が難しいことは、本年9月14日には既に報道されていた。つまり、この時期に運転を認める決定を出しても、再稼動時期に影響はなく、意味がない。それにもかかわらず、あえてこの時期に運転を認める決定を出すのは、9月30日の経過によって保全異議の利益が無くなり、四電の保全異議の申し立てが却下されるのを避けて、急いでござんな決定を出したのではないかと疑われる。これが真実であれば、3.11前の司法が犯した過ちと同じ轍を踏んで、行政におもねり追従する姿勢を示すものであって許されない。

4 しかし、福島第一原発事故による悲惨な被害を忘れてはならない。福島第一原発事故から7年半以上経過しても、避難者は少なくとも5万8000人（本年8月31日時点・復興庁）にのぼり、同原発か

9月25日 国電力の異議申立を認めた。高島の監査への不滿田の第一の声明なり。

四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）の運転差し止めを、対岸の大分県の住民が求めた仮処分申請に對し、大分地裁は28日、差し止めを認めず、却下する決定をした。佐藤憲裁判長は争点だった阿蘇山の噴火リスクについて「運田期間中に破局的噴火が差し迫つてゐるとは言はず、原発は安全性に欠けない」と判断した。住民側は即時抗告する方針。

3号機を巡つては、昨年12月に広島高裁が阿蘇山の噴火リスクを根拠に運転を禁じたが、今月25日に高裁の別の裁判長がこの決定を覆した。四国電は10月27日の再稼働を予定している。

大分地裁は、阿蘇山の地下にあるマグマつまりの状況や火山活動履歴に基づき、破局的噴火が生じる相応の根拠はないとした。原発立地の適否を考慮する上

で「社会通念上」無視できる危険だ」とした。

伊方原発は長大な活断層「中央構造線断層帯」に近く、南海トラフ巨大地震の震源域に入る。住民側は、四国電が算定した震度設計の妥安となる揺れ（基準地震動）は過小だと主張した。

決定は、東京電力福島第1原発事故後に定められた新規制基準は合理的といふ。

三重機械製造の同様の仮処分申請したが、高松高裁や山口地裁は国交省でも係争中。

30km以上離れた地域（飯舘村長泥地区）であっても避難指示は継続している。事業も壊滅的な被害を受け、農業をみると、農地に除染廃棄物が山積みにされ、長期間の不耕作による農地の荒廃などのため、再開が困難な状況にある。甲状腺がんの確定診断を受けた子どもたちは増え続け、平成30年9月時点で計164人にのぼる。

原発重大事故の被害はこれにとどまらない。福島原発事故当時に、時の原子力委員会委員長近藤駿介氏は最悪の場合、原発から 250 km 圏内は退去地域になる恐れがあるとシミュレーションをした。伊方原發でいきよし四国、中国、九州、関西の大半が壊滅する恐れがあるのである。

5 私たちは、住居も、生活も、仕事も、生命・健康も深刻に永続的に侵害する原発事故が二度と起きなくなるまで、特に広島の地で被ばく者を新たに生じさせることがなくなるまで、闘い続けることを宣言する。

大分地裁 噴火差し迫らず

伊方原発差し止め却下

卷之三

当と評価した。

廣島高裁では25日、昨年
した。

12月に差し止めを命じた仮処分決定が、異議審で覆つたばかり。原告団の一人である被爆3世の会社員綱崎健太さん(38)は「広島市中区は「大分の決定はどうも残念。原発の運転再開に傾く司法判断の流れに危うさを感じる」と憤る。「運転を止めを求める動きを続けたい」と力を込めた。

18
9
20
中

9月29日、大分地裁の決定。原告住民は、高裁に抗告する所定。

危機感あらわ 広島訴訟の原告

本居宣長

伊電力が四国地裁が

大分地裁が四国電力伊方原発3号機の運転差し止め

ある被爆3世代の会社員・綱崎健太さん(38)=広島市中区=は「天から飛んで来た」という

イベント情報

10月7日(日) 14:00~16:00	マコケンvs原発事故	柳井市・アフティフやない 入湯料1000円 高校生以下 0円	主催 上原 原発のない 未来を! 柳井地域 の会 080-6340-7253
10月8日(月) 15:00~	天皇代替わりに 象徴天皇制を考える 講師 横田耕一 (憲法序・九大名誉教授)	淨土真宗 本願寺山口別院 小郡花園町3-7 083-973-4111。参加費 500円	会員者九三の会 外 083-972-2402
10月10日(水) 11:40~	朝鮮学校への補助金 復活を! 座り込みと詰合	山口県庁前広場	083-223 -9355
10月14日(日) 14:00~	原発いらん! 山口ネットワーク 例会	市役所仮会場、1日労働 者福社会館 3F	0820-55-6291 (小中)
10月17日(水) 14:00~	安保法創連憲裁判	山口地裁	083-932-0465
10月26日(金)	(伊方裁判再稼働差止め 裁判(本訴、2回目))	岩国支部	
11月17日(日)15:00 ~ 18日(日)	中口5県反原発、反尖端 市民運動連絡会議 総会	光かんぽの宿 泊2日3食 11000円 庄島本原	0820-55-6291 小中 082-922-4850
11月11日(日) 10:30~ 13:30~ 18:00	沖縄久ハーフ戦史 ミナガトカントワ作品 2回目上映終了後、カント のトークがあります。	山口県教育会館	庄原シネマテー 1500円 083-928-2688

18.9.22 もんじゅ後継機 研究に異論表明 原子力委員長	後継機の開発や、フランス と共同研究を進める実証 炉「ASTRID（アスト リッド）」の計画に異を唱 えた形。原子力委の委員 長が政府方針に反する立場 を公に表明るのは異例 だ。
18.9.22 伊方原発仮処分 地裁岩国で結審 年度内決定へ	四国電力伊方原発3 号機（愛媛県伊方町） の運転差し止めを求 め、山口県東部の住民 3人が申し立てた仮処 分の第8回審尋が28 日、山口地裁岩国支部 であった。7月にあつ た愛媛大の小松正壽名 誉教授（地質学）の証 人尋問を受け双方が見 解を示し審理を終え た。年度内に決定が出 る予定。
18.9.22 中止申し入れ 申電に山口の3団体 伊方原発計画 中止申し入れ	原告側は、四国電は 小松名譽教授が示した 原発冲合600㍍にあ る地盤を起す断層を 適切に評価していない と主張。四国電は、見 解は仮説で科学的根拠 に基づいたものではな いと反論した。
18.9.22 中止申し入れ 申電に山口の3団体 伊方原発計画 中止申し入れ	この日、大分地裁で は仮処分申請が却下さ れ、25日には運転を認 めた。住民側弁護団の 中村寛弁護士は「立て 続けに主張が認められ なかつたのは残念だ が、岩国の決定に期待 する」と話した。四国 電は「伊方発電所の安 全性は十分に確保して いる。適切に評価して もらえると信じてい る」とコメントした。
18.9.22 上関原発計画 中止申し入れ	中止申し入れ 申電に山口の3団体 伊方原発計画 中止申し入れ

中止申し入れ
申電に山口の3団体
伊方原発計画
中止申し入れ

中国電力上関原発（山口
県上関町）の建設計画を巡
り、「原発に反対する上関
町民の会」など山口県内の
3団体が21日、中電に対し
て計画の中止を求めた。
代表者たち10人が広島市
中区の中電本社を訪れ、担
当社員に申し入れ書を手渡
した。7月に闇議決定した
県の新たなエネルギー基本
計画に原発の新増設が盛り
込まれなかつたと指摘。核
のじみを埋やさないために
計画を撤回する△カンムリ
ウミズズメなど希少生物の
調査の精度を高める△レッ
chteデータブックに載つた海
の生物の保全策を公表する
一の3項目を申し入れた。
原水禁山口県民会議の榎
本慶二議長は「計画浮上か
ら36年が経過して実現は厳
しい」と強調した。中電側
は「重要なベースロード電
源と位置付けている。温室
効果ガスの削減を進めると
ても必要」と説明した。

原発再稼働は、自然エネルギーを駆逐する。

九州電力が今秋にも太陽光・風力の発電事業者に稼働停止を求める「出力抑制」を実施する可能性が高まっている。実施されば離島以外で全

地上イデオロギー反対表明

118.9.21.中

地上イージス反対表明



阿武町議会定例会で
配備計画への反対を
表明する花田町長

阿武町の反対表明を受け、内閣副政知事は記者団の取材に「国へ伝えたい。不安や懸念が拭えるよう丁寧な説明を求めて」と話した。官営義倉官房長官も同日の記者会見で「弹性ミサイルの大前提で懸念や要望に丁寧に対応する」ことが大事だと述べた。

防衛省は配備先決定に向かって、近く候補地のむつみ演習場と陸自新演習場（秋田市）での現地調査に入る。本年度中に調査を終え、「仮に不適の結論なら候補地を

る原因になる。事業者が
「原発を動かさなければ
よい」の声がある一方、「太陽光
の普及のためには
多少の犠牲はやむを得ない」との声が出る。
専門家によれば、太陽光発電、一度動かせば発電量をすぐには変え
にくい原発――。両方の
特性を生かして電気を効率的に使うために蓄電池
の開発が進むものの、まだ価格が高くて採算が合わ
ない状況だ。また運用
容量の拡大を進めるもの
の、九電と中国電力が電
力を融通する際に使う電
線「連系線」も不十分だ。
原発や火力発電で電力
を安定供給しながら、天
候などによる発電量が変動する再エネをどうやって増
やすのか。政府が打ち出
す再エネの「主力電源化」
に向けて、事業者や国は
知恵をしぼることになり
そうだ。

な停電を避けるために出力抑制する構えだ。太陽光は晴天の昼間に発電量が伸びる一方、夜間は発電しない「不安定電源」とされる。再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度（FIT）が始まった2012年以降、設置場所を選ばず、保守が簡単なことから急増した。ゴルデンウイーク中、九電管内で総電力需要のうち、太陽光の割合が一時、8割を超える日が3日もあった。

九電、太陽光停止要請も

供給過多で州は大規模太陽光発電施設（メガソーラー）の建設が相次いだ。九電管内の送電網に接続する出力は計約803万キロワットになり、全国の約2割が集中する。

電力は需給が同量にならなければ周波数が安定せず、最悪の場合は大規模な停電が起きる。九電は液化天然ガス（LNG）火力発電所の出力を下げ

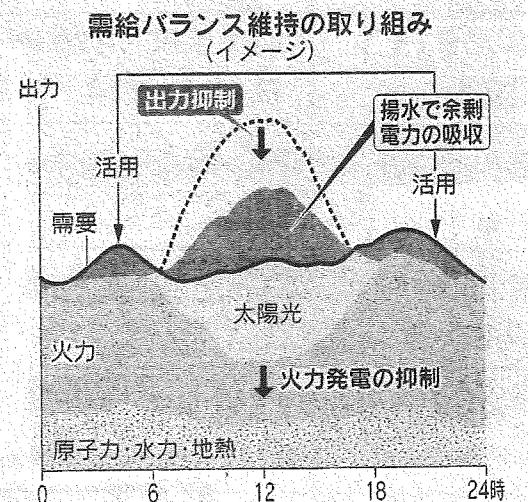
秋にも
たり、屋間に余った電気
を使って水をくみ上げて
夜間に発電する揚水式発
電所を活用したりして需
給を調整している。
だが原発の再稼働や定
期検査の終了で、今年9
月下旬に4基同時に営業
運転する見通し。さらに
太陽光発電の出力量は月
平均約5万キロワットのペース
で増え続ける。
需給バランスの崩れを

電力需要減、原防ぐ手段が発電事業者に
稼働停止を求める出力抑制制だ。国のルールでバイオマス、太陽光・風力の順番で実施する手順にな
っている。

離島では電力の融通が難しく、すでに出力抑制が行われている。いわゆるも九電管内で15年の種子島（鹿児島県）をはじめとして、壱岐島（長崎県）と徳之島（鹿児島県）でも実施されている。

九電は離島以外でも15年1月以降、送電網への接続を認めた太陽光発電事業者に対し、需給バランスが崩れた際に無制限・無補償で出力抑制できる契約を結んでいる。九電の池辺和弘社長は「需要の低い日は出力制御することによって全体で多くの太陽光発電を導入できる」と理解を求める。

ただ太陽光発電事業者にとっては発電した電気



電力需要減、原発は再稼働

An aerial photograph capturing a massive construction site, possibly a dam or a large reservoir. The upper portion of the image shows a series of parallel, stepped embankments or levees, each featuring a vertical drainage or support structure. These structures are arranged in a staggered pattern across the landscape. Below these, a dense grid of smaller, rectangular structures, which could be foundations or temporary buildings, extends across the terrain. The surrounding area is a mix of dark, possibly forested or developed land and lighter, open fields or construction zones. The overall scale of the project is evident from the perspective of the aerial shot.

九州では太陽光発電の供給力が増えている。(熊本県内の太陽光パネル)

目からウロコの“遺伝子組み換え食品” DAYS JAPAN 日本が遺伝子組み換え食品のゴミ捨て場になる？

特集 DAYS JAPAN 2017/12

不自然な食卓

話：印鑑（いんやく）智哉（日本の種子を守る会事務局アドバイザー）
 野口勲（種苗研究所代表）
 文：小島亜佳莉（本誌編集部）
 編集：丸井 春（本誌編集長）
 （抜粋・要約）

① 遺伝子組み換え大国 日本

「このままでは日本は、欧米が拒否した遺伝子組み換え食品のごみ捨て場になる——」

昨年（2016）、米国の遺伝子組み換え食品と健康被害の問題に焦点を当てたドキュメンタリー映画『遺伝子組み換えルーレット』のジェフリー・スミス監督が、日本に対してそういう警鐘を鳴らした。

遺伝子組み換え作物が世界に流通し始めて約20年。健康への影響や「不自然さ」に世界が徐々に気づき規制を始めた今、日本はいつのまにか、その「嫌われ者」の輸入大国になっていたようだ。

NOを突きつける世界の動き

第二次世界大戦後、戦争のための薬品などを開発していた化学企業が、農業分野に次々に進出した。枯葉剤が除草剤に、爆弾に詰められた火薬が化学肥料や殺虫剤に姿を変えた。

この戦後の動きは、それまでの農業のあり方を一変させ、大量生産が可能になり、「効率」や「生産性」が何より重視されるようになった。90年代に入ると、それらの強力な化学薬品に耐性を持つように遺伝子操作された遺伝子組み換え作物が作られることになる。遺伝子組み換え作物の栽培では、タネと農薬はセットで契約販売され、タネを探ることは許されない。結果、タネは探るものではなく、毎年「買う」ものになつた。2011年のE T C groupによる統計によると、いまや、世界の種子市場の7割近くを遺伝子組み換え企業が独占しているという。

先に述べておこうと思う。遺伝子組み換え食品は、「健康に悪い」とも、「健康に悪くない」とも言い切

る証拠はない。そしてそれは、遺伝子組み換え作物による健康被害が出ていないということでもない。

遺伝子組み換えの世界的企業の巨大さが、健康への被害を「暴く」研究を「許さない」こと、そして人間が遺伝子組み換え食品だけを食べているわけではないことも、遺伝子組み換え食品と健康被害の因果関係を立証することを難しくする。

「しかし、実証できたときにはもう終わりなんです」と、世界の食や環境の問題を扱う印鑑智哉さんは指摘する。「それに、遺伝子組み換え食品を食べることによって健康被害が起きている可能性があることを示す研究結果は、多數あります」

さらに、遺伝子組み換え作物の危険性は、世界の動きが示唆している。

現在EUでは、スペイン、ポルトガル、チェコなど5カ国を除き、遺伝子組み換え作物の安全性への信頼が得られず、商業栽培はされていない。また、食品であれば加工品であってもその全てに表示義務がある。さらに15年、世界保健機構の専門組織が、遺伝子組み換え作物に使われる強力な除草剤・グリホサートに

「発がん性がおそらくある」と発表したことも後押しし、EUではグリホサート系農薬の使用を全面禁止にしようという動きに発展している。ちなみに、大豆を中心とした遺伝子組み換え作物を大量の生産しているアルゼンチンなどでは、グリホサートが、住民に身体障害、皮膚疾患、呼吸器疾患など深刻な健康被害を及ぼしていることを、本誌で何度も取り上げてきた。

EU諸国だけでなく、北米や南米諸国も近年、農薬や化学肥料を使わずに育てられた有機食品を求める動きが起きている。

一方日本は、遺伝子組み換え作物の商業栽培はされていないものの、大量の遺伝子組み換え食品を輸入している。厚労省によると、現在日本で「安全性を認められた遺伝子組み換え作物」は314品種。この承認数は世界一だ。しかも、最大の輸入元である米国は、遺伝子組み換え作物の生産量が世界一で、国内で栽培される大豆、綿、トウモロコシの生産量の90パーセント以上が遺伝子組み換え品種。その遺伝子組み換え作物生産大国の「お得意様」が日本ということだ。

知らないうちに……

遺伝子組み換え食品を大量に食べる日本

「食品を買うとき、自分は遺伝子組み換えを避けていると思っている人は多いと思います。しかし、実際は、多くの人が知らないうちに食べさせられているというのが日本の現状です」と印鑑さんは話す。

「トウモロコシと大豆はきわめて高い割合で遺伝子組み換えが輸入されていて、輸入飼料用トウモロコシの97パーセントは遺伝子組み換えです。日本は、飼料用のトウモロコシの約8割を輸入に頼っているので、トウモロコシを使った飼料は、ほとんどが遺伝子組み換えということです」。つまり、私たちがふだん口にする食肉の多くが、遺伝子組み換え作物を食べて育った家畜の肉ということになるのだという。また、それは飼料だけではない。

「例えばジュースの中に入っている加糖ブドウ糖液糖はほとんどが遺伝子組み換えトウモロコシから作られています」。また、同じくトウモロコシから作られる添加物は、コーンスタークやコーンシロップなど、形を変えてさまざまな食品に含まれている。

にもかかわらず、私たちは、食品表示のラベルからは、遺伝子組み換えが使われているかどうか、完全に知ることができない。どういうことか。国は、遺伝子組み換え作物にはその旨を表示するよう法律で義務付けていた。しかし加工食品では、豆腐、納豆、味噌など33品種のみで、遺伝子組み換えがその商品の主な原材料にあたらない場合には表示義務はなく、「遺伝子組み換えではない」と表示することも認められているからだ。

日本の「安全宣言」の危うさ

「日本政府は『遺伝子組み換え作物と従来の作物は実質的に変わらないので、厳密な試験は必要ない』と言っています」と印鑑さんは言う。これは、1992年に米国の食品医薬品局（FDA）の研究者が出した結論として米・日本政府の遺伝子組み換え政策を支える基礎となったといふ。

「しかしその後、米国の裁判で明かされたFDAの内部資料によると、研究者たちは遺伝子組み換えと従来の食べ物は全く別のもので安全性は担保できないから、厳密な検査が必要だと言っていたのです。ところがFDAの結論はまったく違うものになった。それを決めた人は、実はモンサント社の上級顧問で後の副社

長になる人だったので。これはすでに裁判で暴かれているにもかかわらず、いまだに日本政府は、この『操作』された考え方を根拠に『安全です』と言っている

健康被害に関しては、2011年、カナダのシェルブルック大学病院センターが、妊娠中の女性30人の血液を調べたところ、93パーセントの女性と80パーセントの胎児の血液から有害物質が検出された。その有害物質は、遺伝子組み換え作物が害虫を殺すために作り出す物質で、遺伝子組み換え食品を通じて体内に入り、残留したと考えられているといふ。

日本が遺伝子組み換えのピッグマーケットになる

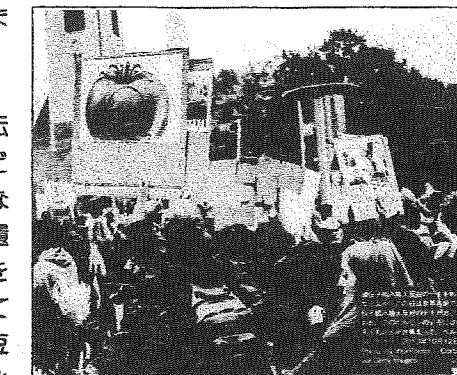
「例えばアレルギーや不妊の問題はこの20年ほどの間に非常に大きくなつた。今では女性は3人に1人、男性は4人に1人が不妊で悩まされている。原因は分からぬのですが、グリホサート系農薬によってラットの妊娠能力がなくなるという研究結果はあります。また原因が解明されていないさまざまな健康問題を考えるときに、遺伝子組み換え食品が市場に出回るようになってから、この21年間で食がどう変わったかをしっかりと知るべきだと思います。」

そんな中、米国では大きな変化が起きている。

「米国では今、3人に1人の子どもが糖尿病やアレルギーなど何らかの問題を抱えている。それを見た母親たちが、昔はこうではなかった。食物に原因があるのではないかと動き出し、食物を変えようという動きが活発になっています」。その根底にあるものこそが、遺伝子組み換え食品への反発だ。母親たちの運動の成果もあり、今全米では有機食品の市場が年間10パーセント程も増えているという。印鑑さんは、米国や南米の国々で遺伝子組み換え反対の動きが高まる中で、遺伝子組み換え食品の市場が、日本を含むアジアの国々にシフトしていくことを危惧している。

② 子孫を残せないタネ

日本の野菜は、つくづく「美しい」と思う。店頭に並べられた色や大きさや形の揃った見栄えの良い野菜たち。私たちはこれを「普通」のこととして享受しているが、これら「美しい」野菜のタネがどのように作られているのか、どれほど知っているのだろうか。



ベルリンでの遺伝子組み換え反対デモ。
2013年10月12日 Photo by NurPhoto

「私たちは今、『子孫を残せない野菜』を食べているんです」と、タネ屋の3代目を継ぎ、昔ながらの野菜のタネを売り続ける「野口のタネ」の野口勲さんは話す。実は今、遺伝子操作は穀物にとどまらず、野菜にまで及んでいる。

量産と均質化のための改良

小学生の時、夏休みの宿題でアサガオを育て、採れたタネをまた翌年、ワクワクした気持ちで植える一一。そんな経験をした人は多いだろう。そのアサガオの「タネ」こそが、私たちが先ずイメージする、タネの姿ではないだろうか。

タネは長く、その土地の気候や環境に合わせて少しずつ変化し、それぞれの土地でその土地の自慢のタネが受け継がれていくものだった。しかし戦後、復興と経済成長に向けて社会が激動する中で変化が現れた。

高度経済成長期に、農村部の若者たちが、都市圏の工業地帯に集められた。すると、農村に残ったわずかな人口で、都市部に住む人々の食料も作らなくてはいけない。人口の減り続ける農家で、途切れることなく出荷するためにはどうしたらいいのか。そんな中で生まれたのが。どれも同じように育つF1と呼ばれる交配種だった。

F1とは（一代雑種）の略で、異なる遺伝子を持つ品種を掛け合わせてできた、一代目の子。野口さんによると、異なる形質を持つ親を掛け合わせると、その第1代の子（F1）には、両親の形質のうち、「顕性」だけが現れる。あらゆる形質でこの顕性遺伝子だけが発現するため、交配種の野菜はまったく同じ形に揃うのだとう。F1の開発では、見栄えや歴史の余さの他、耐病性を付けることや、遠距離輸送に耐えて日持ちさせることも重要視された。今スーパーなどで売られている野菜やタネは、ほとんどがF1だという。

F1によるタネの支配

ちなみに、日本に古くからある品種は、在来種や固定種といわれる。「いろんな大きさや形ができる在来種からうまく育ったもののタネを探り続け、平均的な形質をだいたい固定したのが固定種。要するに固定種とは、タネ屋の自慢の在来種です」

一方、F1は1代目には目的の性質が現れるが、その次の世代（F2）からは潜在性質も発現し、形もバラバラになる。同じ野菜を作るためには、農家は毎年そのタネを買わなければならず、これは、種子企業によるタネのブランド化に拍車をかけた。「1955年頃か

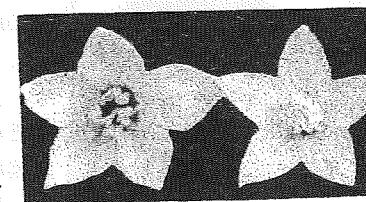
ら在来種や固定種が売れなくなり、80年代には、種苗会社の売る種のほぼ全てがF1に変わりました」と野口さんは言う。

子孫を残せないタネの正体

さらに野口さんが特に危惧するのは、F1の中でも近年開発が進む「雄性不稔」と呼ばれる品種、つまり「子孫の残せないタネ」だという。雄性不稔とは、植物に「雄性（おしふ）」がなく、花粉を作ることができないことをいう。1925年、突然変異でおしふのないタマネギの花が偶然見つかったことをきっかけに米国で開発が始まった。おしふがない花を作ることができれば、自然交配させないよう人工的におしふを取り除いたりしていた手間が省ける。この技術は、世界中に広まった。

遺伝子異常が人体に及ぼす影響は？

雄性不稔について調べるうちに、野口さんはある疑問を抱いたという。「雄性不稔は、動物でいうと無精子症。どちらも調べたらミトコンドリア遺伝子の異常が原因だと分かった。じゃあそんなものばかり食べていて、人間に影響はないのだろうか……」



トウガラシの花。右が正常、左が雄性不稔で、花粉がつくれない。
International Journal of Molecular Science 14(1).

ミトコンドリアは全ての生きものが細胞の中に持つ小器官で、生命エネルギーを生産するなど生きるために必要な役割を担う。雄性不稔の植物は、ミトコンドリア中の遺伝子に何らかの異常があることが分かっている。ミトコンドリアの遺伝子は母親のものだけが

子に遺伝するため、雄性不稔の花を母株に選び交配すると、その子は全て雄性不稔になる。

ミトコンドリアについては日々研究が進んでいる。2006年に発表された筑波大学の中田和人准教授（当時）らの研究では、ミトコンドリアの異常が男性不妊の原因となることが明らかになった。ミトコンドリアに異常を持つマウスは精子の数や運動能力が減少し、不妊症状を示したという。また、08年には同大学の林順一教授らのチームが、ミトコンドリア遺伝子の変異が、がんの再発や転移を引き起こすことを発表。12年には、神戸大学の井垣達史准教授（当時）らが、ミトコンドリアの機能低下が周囲のがん化を促すことを解明した。

「植物の遺伝子と動物の遺伝子は違うため、食べても影響がないというのが、ほとんどのタネ屋や研究者の見解です。でも大昔、クラゲみたいな腔腸動物だった動物の祖先が、植物プランクトンを食べ、植物プランクトンが持つ光を感じるための遺伝子を取り込

み、それを子孫に伝えて動物が目を持つようになったそうです。それを考えると、植物の遺伝子を食べた動物がその遺伝子に影響される可能性もあるのではないかと思う」

野口さんは、雄性不稔の野菜を食べ続けることで、人間の不妊にも繋がるのではないかと危惧する。今、男性の不妊は世界中に指摘され、特に先進国で男性の精子が著しく減少していることが報告されている。

③ 種子法廃止で、 コメも遺伝子操作される

今年（2017）4月、「共謀罪法案」が衆院本会議で審議入りし、よくも悪くも人々の注目を一手に集めていた頃、安倍政権の下で、戦後日本を支えてきた食のシステムを大きく握るがす重大な決定が下されていた。「主要農作物種子法（以下種子法）」の廃止である。

種子法とは、1952年に制定された法律で、コメ、麦、大豆の種子の生産や普及を都道府県に義務付けてきた。国は、この法律で都道府県に「主要農作物を守り、安定して生産すること」を課してきた。各都道府県が、それぞれの農業試験場でコメの開発や品種改良をおこない、長い歳月をかけて新しい品種として固定する。そして産地独自のブランドが生まれ、守られてきた。それが、突然廃止になった。



アメリカに初めてできた遺伝子組み換えを使っていない食品のみで料理を提供するレストラン。2015年4月27日 Photo by Joe Raedle

コメが「公共財産」から「企業の商品」に

種子法の廃止が初めて打ち出されたのは、昨年（2016）10月。TPPの規制改革推進会議が、「民間企業の参入を促進することを目的」に打ち出した。その後、今年2月には衆議院で閣議決定。4月には参院本会議で可決し、来年（2018）4月での廃止が決定した。審議はほとんどなされず、種子に詳しい参考人招致も1度だけ。驚くべき速さで廃止が決まった。

「政府は、『種子法が民間企業の投資意欲を損なっている』と説明します。しかし、種子法とは本来、タネを売って儲けるためではなく、タネを『公共財産』として『守る』ための制度なのです」と、前述の印鑑さんは指摘する。

この種子法廃止に対しては、「農業のあり方そのものが崩壊する」と、多くの農業関係者から声が上がっている。

日本では今、839品種のコメが作られている。その中

には、地域を支える特産品種の小規模な生産のコメもある。しかし、民間企業が大きなコストをかけて開発する場合、限られた地域でのみ生産・消費される品種は効率が悪い。「今後は、そのようなコメは効率が悪いからやめなさい」という圧力がかかると思います。

また、「主要農作物を守り、安定して生産する」義務がなくなると、都道府県が、そのための支出ができなくなる可能性が高いと印鑑さんは言う。

種もみの値段も上がる。「民間が開発したコメは、種もみの値段が各都道府県で推奨されてきたものに比べ5倍から10倍上がる。離農する人が増えることが危惧されます」

遺伝子操作されたコメは
すでに外食産業で出されている

実は、1986年の種子法改正によって、すでに民間企業は主要農作物の生産に参入できるようになっている。それでも、国や都道府県の義務は保持されていたため、既存の農業が脅かされることは今のところなかった。民間企業が開発したコメはすでに流通しており、その一つが、三井化学が開発したF1かつ雄性不稔のコメ「みつひかり」だ。

「みつひかりの栽培は、どの農業をいつ撒くかも農家に指導する。タネは農薬とのセットで販売で、農家は農薬を減らすことでもできない。しかも収穫したものは、貢取先が決められていて産直できません」

本格的な企業の参入が進めば、タネ作りから生産、販売、流通までを化学企業が全部仕切るようになる。そうして大量生産された民間企業のコメは、どこで消費されるのか。

「外食産業が中心です。みつひかりはすでに吉野家で使われ、住友化学が作った『つくばSD』というコメはセブンイレブンで使われています。実際どのくらいの割合なのかは分りませんが、外食先では、出されるコメに私たちの選択の余地はない。消費者にとってはブラックボックスです」

今まで普通に食べられていた農家のコメが、いつのまにか変えなくなっていく。それに、私たちは気付くことが出来るのだろうか。

読者から頂いた情報です。
2018年8月28日 ちらし作成「アヒンサー」
inamomi-chi66@Kym.biglobe.ne.jp

*アヒンサーとはサンスクript語で、「穀されたくない、穀したくない」という意味です。

「穀されたくない、穀したくない」という意味です。